



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

- ◆ 最新の知財動向 ----- 2
 - 最高人民法院による 2021 年中国法院 10 大知的財産案件、50 件典型案件
 - 最高人民検察院が「最高人民検察院の新時代の知的財産権検察業務の全面的強化に関する意見」を公表
 - 「青空」特別取締行動の深化に関する国家知識産権局の通知
- ◆ 典型的な Case Study ----- 9
 - 大某視界文化メディア有限公司、張氏ら四人による著作権侵害事件
- ◆ トピックス ----- 12
 - 企業の営業秘密保護におけるリスクと対処法



最高人民法院が 2021 年中国法院 10 大知的財産案件、50 件典型案件を発表

2022 年 4 月 21 日、最高人民法院は、2021 年中国法院 10 大知的財産案件及び 50 件典型知的財産事例を発表した。これらは毎年、世界知的所有権の日（World Intellectual Property Day）に前後して発表されるものであり、特に 10 大案件では最高人民法院が事例の「典型意義」を示すため、知的財産紛争における判断基準を理解するうえで重要な参考価値を有する。以下、10 大案件から、ポイントを抜粋して紹介する。

一、双飛人製薬股份有限公司 vs 広州頼特斯商務諮問有限公司等商標権侵害及び不正競争紛争案では、「双飛人」の登録商標権者が、フランス Ricqlès 社の中国独占代理企業を提訴した。一審法院は商品類似、製品包装と立体商標の類似等を認定して商標権侵害及び不正競争を認定した。二審を経た最高人民法院再審では、権利者が 90 年代から中国大陸の一部地域で広告掲載等を行っており先使用权を有し、一方権利者は商標先取りを行っておりその行為が正当ではないと判断された。「典型意義」では、誠実信用経営がもたらす先行使用者の使用権益を有効に保護しており、知的財産訴訟誠実信用体系の構築を強化する有益な検討である、とされた。

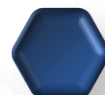
二、「バニリン」技術秘密侵害案では、侵害者が、権利者の工場副主任を通じて違法に技術秘密を取得し、該技術秘密プロセスを使用して大規模にバニリン製品を生産し、バニリン製品価格を下落させ、権利者の市場シェアが減少した。一審法院は、技術秘密侵害を認定し、350 万元の賠償を判決し、また、行為保全裁定を出して係争技術秘密の侵害を直ちに停止するよう命じた。最高人民法院二審は、被告企業が権利侵害のために設立された企業であり、その法定代表人が積極的に侵



害行為の実施に関与したとして、被告企業及びその法定代表人等が 1.59 億元を連帯賠償するよう判決を変更した。典型意義では、本案が史上最高額の確定された商業秘密侵害案件であるとし、技術秘密侵害案件における損害賠償認定に参考意義を有する、とした。

三、「自動車教習所共同運営」水平独占協定案では、15 の自動車運転トレーニング組織が共同運営協議及び自主規制公約を締結して、共同出資して共同運営会社を設立することを約定し、また、運転トレーニングサービス価格を固定し、運転トレーニング機構間の教習車両及び教習員の流動を規制すること、共同運営会社設立の登録資本と株主構成が具体的に約定された。係争 15 の教習所組織の中の数社が共同運営協議及び自主規制公約の無効の訴えた一審では、補助的サービスの統一は不当ではなく、関係する株式構成条項とサービス料金条項は、法により独占禁止免除を適用できるため、係争共同運営協議及び自主規制公約における水平独占協定の条項を無効とすることを確認した。最高人民法院二審では、独占協定を達成した事業者の主張に独占免除を適用する場合、それが関係法定ケースに該当することを証明する十分な証拠を提供しなければならないとし、また、水平独占協定行為の実施に役立つ条項はいずれも無効にされるべきであると判断した。典型意義では、水平独占協定違反が無効にされるべき一般原則を説明し、かつ、無効範囲は水平独占協定条項自体に限られず、これと緊密な関連性を有し、独立存在意義を欠く条項と水平独占協定行為の実施に役立つ条項も含まれることを説明した、とした。

四、「金粳 818」に関する植物新品種権利侵害案では、独占実施被許諾者である原告が、wechat グループ内でのオンライン宣伝の発表等の方式により、「金粳 818」水稻種子取引情報を提供し、買い手と取引価格、数量、納品時間を協議して、配達と集金を手配した企業を訴えた。一審法院は、被告が係争権利侵害種子を直接販売しておらず、幫助侵害のみであると判断した。最高人民法院二審は、被告が取引組織者、意思決定者であり、幫助侵害ではなく販売権利侵害であると認定し、種子生産経営許可証を取得せずに「白皮袋(無印の偽ブランド)」の権利侵害種子を販売することは、侵害行為の情状が深刻であることに該当するとし原審判決を維持した。典型意義では、インターネット情報プラットフォームの力を借りて「白皮袋」種子販売を組織し、「農民」「大口栽培者」等経営主体名義で実施を隠蔽する侵害行為に対して正確に認定を行い、植物新品種権を保護した、とした。





五、「排水板成形機」発明専利権侵害及び司法懲戒案では、「排水板成形機」の発明専利権者である個人が、専利権侵害の疑いで法院へ訴訟前証拠保全を提出し、法院は保全措置を採る裁定を出し、また被告に対し保全証拠を破壊又は移転してはならないと明確に告知した。その後の訴訟プロセスにおいて、被告は勝手に証拠保全された該製品を滅失した。一審法院は、証拠が滅失し、直接本案の侵害判断に影響したため、専利権侵害を認め、賠償請求を全額支持した。また、一審法院は当該滅失行為が民事訴訟の行為を深刻に妨害したことに対して、罰金 20 万元という司法懲戒を与えた。最高人民法院二審も原審判決を維持した。典型意義では、証拠を掌握する一方の挙証義務、及び、証明妨害と証拠保全妨害の法律の影響を明確にした、とした。

六、「惠氏(Wyeth)」商標に関する懲罰的賠償案では、「惠氏」、「Wyeth」等登録商標の権利者である原告らが、長期に渡り大規模に「惠氏」、「Wyeth」、「惠氏小獅子」標識の母子トイレタリー製品等商品を生産、販売し、先回り登録、譲渡等方式で商標を取得した企業を提訴した。一審は訴訟請求を全額支持する判決を下し、浙江省高級人民法院二審も原審判決を維持した。典型意義では、法により懲罰的賠償が判断され、権利侵害の違法コストを大幅に増加し、権利侵害者は利益以上を失い、被侵害者が充分救済を得られた、とした。

七、「空竹」雑技作品著作权権利帰属及び権利侵害案では、吳橋県桑園鎮張碩雑技団らによる「俏花旦」演目の演技、伝播行為が著作権を侵害するとして、原告が提訴した。北京知識産権法院二審は、振付け構成デザインが著作権法に規定される雑技作品となると判断し、被告が演技する「俏花旦」はオープニング部分の動線、動作の繋がり、及び複数回出てくる特徴的グループ動作等構成デザインの面で「俏花旦-集体空竹」の独創的表現部分等と実質的に類似し、中国雑技団雑技作品の著作権を侵害すると判断した。典型意義では、本案が法により雑技芸術作品を保護し、文化創意活力を刺激し、文化産業の繁栄促進に役立つ、とした。

八、オープンソースソフトウェアに関するコンピュータソフトウェア著作権侵害案では、GPLV3 オープンソースライセンス協議を適用してソフトウェアをアップロードした原告が、被告企業が類似する機能を有するソフトウェアを開発、提供し、ソースコードを提供しなかったとして、著作権侵害訴訟を提起した。広州知識産権法院は、被疑侵害ソフトウェアのダウンロードには支払の必要がなく、被告の会員費徴収は運営維持と技術サポートのみに用いられ、該行為は GPLV3 オープンソースライセンス協議の規定に違反しないが、係争オープンソースソフトウェアを使用して開発された商業ソフトウェア契約に従いその全てのソースコードを公開する必要がある、被告は GPLV3 オープンソースライセンス協議の約定に違反しており、被告が係争ソフトウェアソースコ



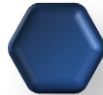
ードを複製、発表する行為は係争ソフトウェア著作権を侵害する、と判断した。典型意義では、人民法院がオープンソースソフトウェアの訴訟の主体資格、オープンソース協議許諾の取消し、商業使用の制限条項等問題に対して積極的に検討を行った、とした。

九、「刷単炒信(評価捏造)」不正競争紛争案では、大衆点評(店舗検索・評価アプリ)プラットフォームにおいて、被告企業が複数の wechat グループで「任務」を発表して人員を組織し、大衆点評の特定事業者に対して「いいね」を選択し、店舗で良い評価をし、手動で店舗をお気に入り登録し、店舗の客数とページビューを増加させたとして、原告が不正競争を理由に提訴した。一審法院は、被告が営利を目的として「評価捏造」し、その他事業者が虚偽の商業宣伝を行うことを幫助しており、公平、誠実信用の原則及びビジネス道德に違反し不正競争となると判断した。典型意義では、「評価捏造」等行為を制止することにより、市場競争秩序を守り、事業者と消費者の合法的な權益を保護した、とした。



十、「人人影視字幕組」著作権侵害罪案では、被告人らが「人人影視字幕組」サイト及び端末アプリを開発し、翻訳人員を組織して、国外サイトから授權されていない映画テレビ作品をダウンロードし、翻訳、制作し、関係サーバへアップロードした。上海市第三中級人民法院、上海市楊浦区人民法院は、被告人らがグループを作り営利を目的として著作権者の許諾を経ずに他人の作品を複製発行したとして、著作権侵害罪となると判断した。典型意義では、「授權を経ない」及び授權を経ない映画テレビ作品の数量等についてどのように認定するかという法律適用問題について説明した、とした。





最高人民檢察院が「最高人民檢察院の新時代の知的財産権檢察業務 の全面的強化に関する意見」を公表

2022年3月1日、最高人民檢察院は「最高人民檢察院の新時代の知的財産権檢察業務の全面的強化に関する意見」(以下、「意見」という)を公表した。最高檢察委員會の宮鳴專任委員が発表会に出席し、関連状況を紹介した。

データによると、2021年、全国の檢察機關は知的財産権侵害犯罪事件の中で、4590件において7835人の容疑者の逮捕を承認し(前年同期比でそれぞれ16.8%と9.2%増加)、6565件、14020人を提訴し(前年同期比でそれぞれ12.3%と15.4%増加)、知的財産権に関する民事発効裁判・調停書監督事件の受理件数は538件(前年同期比3倍)、檢察機關の監督を受けた公安機關の立件数は299件(前年同期比65.2%増加)であった。

「意見」では、新時代の知的財産権檢察活動は党の指導、大局への奉仕、イノベーションの激励や保護などの7つの基本原則を堅持し、「四大檢察」業務構造に従い、知的財産権檢察の総合保護の質と効果を全面的に向上させなければならず、重点分野の重点部分に焦点を当て、知的財産権法律法規の改正・整備に積極的に参加し、特にビッグデータ、人工知能、遺伝子技術などの新業態・新分野の知的財産権保護制度を健全化し、インターネット分野の知的財産権保護制度の整備を模索し、市場秩序の規範化を促進し、公平な競争を保護しなければならないと指摘した。

特に注意すべき点として、「意見」は営業秘密司法保護の強化を単独で強調し、窃盗、利益による誘導、詐欺、脅迫、電子侵入またはその他の不正な手段を採用して営業秘密犯罪を侵害し、又は国外の機構、組織、人員のために、営業秘密の窃取、スパイ、買収、不法提供する犯罪行為への取り締まりを強化すると明確に要求した。

また、「意見」では檢察機關が現在進行中の知的財産権分野における体制・メカニズムの改革と結び付け、連携して推進し、大保護局面に溶け込まなければならず、知的財産権の専門化機構の建設に力を入れ、現地の実情をふまえて知的財産権檢察業務機構と事件処理組織の建設を推進し、専門化した事件処理チームを科学的に設立しなければなら





ず、知的財産権検察専門家コンサルティング、技術調査官などの制度を確立・整備し、専門家や学者、技術人材の知恵と専門的スキルを十分に活用し、宣伝・ガイドを強化し、知的財産権保護検察の声を伝えなければならないと強調した。

(出所:最高人民検察院のホームページ)



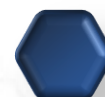
「青空」特別取締行動の深化に関する国家知識産権局の通知

中国共産党中央の政策決定と手配を深く貫き、知的財産権サービス業の健全な発展を促進するために、国家知識産権局は、2022年の知的財産権代理産業「青空」(ブルー・スカイ)特別取締行動を持続的に深化させることに関する事項について通知を出した。通知の主な内容は以下の通りである。

1、重要な違法代理行為に対する取り締まりを引き続き強化する。

国家知識産権局は、非正常専利出願の代行、悪意のある商標出願、無資格専利代行、公文書の偽造・変造、不正な手段による業務勧誘の5種類の違法代行行為を重点的な取り締まり内容とする。

2、プラットフォーム型知的財産権サービス機関に対する総合的な管理を着実に強化する。





国家知識産権局は大型プラットフォーム型知的財産権サービス機関に対する行政指導を持続的に展開し、プラットフォームがサービス規約を発表し、公開承諾を行い、各制度を確立・健全化するよう監督・指導する。

3、知的財産権代理従業員への監督・管理を全面的に強化。

国家知識産権局は従業員を主な対象として監督・管理を積極的に推進し、だれが違法代理の責任を負うべきかを明確にし、従業員が「身分変更」によって監督管理を回避することを厳重に防止する。

4、革新主体の誘導と社会監督を強化する。

国家知識産権局は知的財産権代理品質社会評価メカニズムの構築を模索し、広範な革新主体と社会公衆が代理機関のサービス品質を評価することを奨励・誘導し、市場選択に有益な参考を提供する。

5、政策の協同連動を強化する。

国家知識産権局は専利、商標の審査・審理と代理の監督・管理の協同連動を強化し、専利出願連絡人の資格の審査、電子口座管理などに関する制度を厳格化し、審査業務において、重点となる代理機関及び人員の扱う業務に対して監督・管理を強化し、源流管理を強化する。

6、業界の自主規制を強化する。

国家知識産権局は法に基づいて中華全国専利代理師協会、中華商標協会に対する指導を強化し、ボランティアによる業界風土監督メカニズムを整備し、「業界風土建設年」というシリーズのテーマ活動を展開し、宣誓と実習訓練制度を完備する。

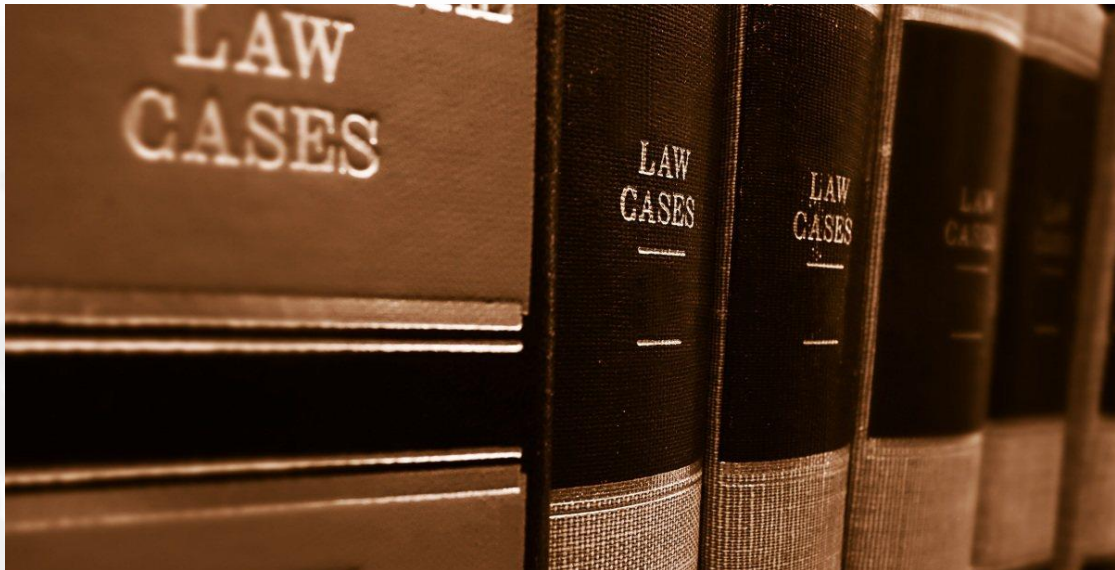
7、実施保障を強化する。

国家知識産権局は重点地域で、地域をまたいで提携して法を執行することを推進し、力を集約して重大事件を集中的に処理する。

(出所: 国家知識産権局のウェブサイト)



典型的な Case Study



大某視界文化メディア有限公司、張氏ら四人による著作権侵害事件

一、事件の事実

2017年5月、大某視界文化メディア有限公司(以下、「大某視界公司」という)が設立され、張氏と李氏は会社の日常経営管理を担当し、劉氏、馬某緑氏は同社の内容制作部の主管を担当していた。2018年5月、大某視界会社が「大某視界」という動画再生アプリを開発し、オンラインで運用した。このアプリが運用された後、権利者の許可を得ずに、大某視界会社の劉氏、馬氏が部門のスタッフを組織し、国内外の映画を大量にダウンロードし、編集し、ビデオアプリを通じてユーザーに提供し、会員費を受け取る方式で利益を得た。2020年1月10日、公安機関は張氏ら4人を逮捕した。データを抽出・鑑定した結果によると、「大某視界」アプリで編集・ダウンロードされた権利侵害映画のうち、米国映画協会のメンバー会社が著作権を保有する作品302本(ユーザーは42万回以上視聴し、1.9万回以上ダウンロードした)が含まれており、テンセント社が著作権を保有する作品70本(ユーザーは8.1万回以上視聴し、4千回以上ダウンロードした)が含まれた。「大某視界」Appは登録ユーザーが83万人余りあり、支払った注文が9万余り件で、支払った金額が140万元余りになった。

二、検察機関の職務遂行

2019年12月、広東省深セン市の市場稽查局は法執行において「大某視界」Appが刑



事犯罪の疑いがあると判断し、深セン市南山区人民検察院(以下、「南山区検察院」という)に関連状況を通報した。そして、南山区検察院は行政法執行と刑事司法の連結メカニズムをスタートさせた。2020年1月、深セン市市場監査局はこの手がかりを深セン市公安局南山支局に伝え、南山区検察院は直ちに捜査に介入し、公安機関の証拠収集を指導した。2020年2月13日、南山区検察院は著作権侵害の疑いで張氏ら4人に対する逮捕を承認し、かつ捜査継続に関する意見を提出した。

2020年3月30日、公安機関はこの事件を南山区検察院に移送して審査した。2020年4月29日、南山区検察院は著作権侵害罪で、大某視界公司与張氏、李氏、劉氏、馬某緑氏の4人を公訴した。

2020年11月11日、深セン市南山区人民法院は著作権侵害罪で被告の大某視界公司に罰金40万元、張氏ら4人にそれぞれ懲役1年から3年、罰金2万元から10万元の判決を下した。一部の被告は一審判決に不服として上訴した。2021年3月11日、深セン市中級人民法院は控訴を棄却し、原判決を維持すると裁定した。

三、典型的な意義

(一) 法に基づいて著作権侵害犯罪の取り締まりをし、国内外の著作権者の合法的権利を平等に保護する。

情報ネットワーク技術の急速な発展に伴い、作品の伝播はより便利で迅速になった。一部の不法分子はインターネットを利用して著作権侵害の違法犯罪行為を実施し、社会主義市場経済秩序を破壊するだけでなく、権利者の合法的権益にも損害を与えたため、法に基づいて処罰しなければならない。「ベルヌ条約」とわが国の著作権法の規定により、外国の映像作品はわが国の法律によって保護される。本事件では検察機関は平等保護の理念をもって、国内外の権利者の著作権に対して刑事司法保護を強化し、創作者、伝播者、使用者の合法的な権利を確実に維持した。

(二) 知的財産権の「行政法執行と刑事司法の連結」メカニズムを完備させ、知的財産権保護の協力を形成する。

連絡ルートを円滑にし、情報が滞ること、「罰が刑にかわる」ことなどの問題を解決する





犯罪の疑いがある複雑な知的財産権事件について、関係部門が検察機関に事前に介入してもらうことを要請した場合、南山区検察院は自発的に行動し、法に基づいて法律適用意見を提出し、証拠収集の指導を強化した。また、南山区検察院は事件受理後、法執行の行政機関に事件処理の進捗をタイムリーに通報し、事件の処理中に発見された共通の問題を整理・フィードバックしたことにより、知的財産権保護の全方位的な協力が形成された。

(三) 業界のガバナンスを積極的に推進し、企業のコンプライアンス経営を促進する。

南山区検察院は積極的に職能を発揮し、関連企業の違法業務の分離を促し、全面的なコンプライアンス体制整備を行った。大某視界公司是法律リスク防止・管理メカニズムを完備し、App における権利侵害内容をすべて削除し、権利侵害状況を公告で通報し、チャージ済みユーザーに対して返金を行い、専門チームを組織して著作権購入交渉を展開した。また、より多くの企業の合法的コンプライアンス経営を導くために、検察機関は「法律を執行するものは法律を普及する」という法律普及責任制を実行し、深セン市著作権協会と協力し、実例を織り交ぜながら、知的財産権刑事コンプライアンスの宣伝を行った。



企業の営業秘密保護におけるリスクと対処法

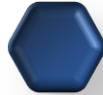
本稿では、主に法律、司法解釈、規範的文書の関連内容に基づき、いくつかの事例を織り交ぜながら、営業秘密の所有者の視点から営業秘密保護におけるリスクと対処法を紹介する。

営業秘密は専利、商標、著作権と似ており、いずれも企業の知的財産権に属するが、その「待遇」は異なる。まず権利確定の観点では、専利権と商標権はいずれも国家知識産権局を通じて権利付与が行われるため、権属と権利の安定性はある程度保証できる。また、著作権については厳格な権利確定手続きがないものの、少なくとも国家著作権局による登録制度があることから、権利帰属の確定において参考にされる。これらに比べて、営業秘密は「裸で走る」状態であると言える。

したがって、原告が営業秘密侵害訴訟を提起する際、まず、営業秘密に対する所有権と営業秘密の形成時期を証明しなければならない。しかし、営業秘密自体の特徴により、ほとんどの場合原告が営業秘密の正確な形成時期を有効に証明するのが難しい。これについては公証のほか、近年ではタイムスタンプやブロックチェーンによる保存手段が著作権などの知的財産権事件の立証に広く活用されているが、営業秘密についてもこれらの手段によって所有権及び形成時期を確認しつつ、営業秘密の漏洩を招かずに、価格を抑えることが考えられる。

上記の初歩的な証明を行った後、権利者は依然として非公知性、秘密管理性、商業価値性という営業秘密の三つの構成要件について立証しなければならない。

まず、「非公知性」とは、営業秘密が公衆に知られていない経営情報又は技術情報であるということである。そのうち、技術情報の非公知性の証明は比較的複雑である。広く用いられている証明方式は依然として司法鑑定機関による鑑定証明である。よって、鑑定を行う際には、どのように秘密点を確定するかが重要である。秘密点の範囲が広すぎると、秘密点自体が不明確となり、かつ、既存技術の内容を含む可能性もあり、非公知性を満たしづらい。逆に、範囲が狭すぎると、権利侵害技術を有効にカバーするのが難しくなる。その



ため、個別の事件では、具体的な技術内容と権利侵害技術の状況に基づき、合理的かつ正確に秘密点を確定する必要がある。例えば(2020)津 01 民終 4575 号事件では、原告は秘密点に対する主張が不明確であるという理由で、起訴棄却の判決を受けている。

次に、「秘密管理性」とは、営業秘密の所有者が営業秘密に対して合理的かつ効果的な秘密保守措置を取ることである。

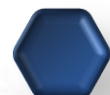
(1) 秘密保持措置は営業秘密の価値に対応しなければならない。

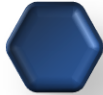
営業秘密の秘密保持措置は、保護される営業秘密の価値に比例しなければならない。言い換えれば、営業秘密の権利者が営業秘密の価値と明らかに一致しない秘密保持手段を選択するか、あるいは秘密保持措置が講じられたにもかかわらず厳格に守られていないために、営業秘密の保護を怠っているという印象を客観的に与えた場合、このことは訴訟において裁判官の心証にも影響を及ぼす。

秘密保持措置としては、通常、規程措置及び物理隔離の措置がある。規程に関する措置については、秘密保持協定(単独の協定でも労働契約における秘密保持義務でもよい)、競業禁止協定の締結、機密情報保護に関する社内規程、退職制度の制定、営業秘密保護に関する従業員教育の実施などが含まれる。物理隔離の措置は営業秘密媒体へのアクセス、保存、読み取り、複製を制限し、アクセス権限のある従業員の範囲を制限し、機械室やキャビネットなどに対する立ち入りの制限をすることなどを含む。筆者が代理した秘密技術の案件では、クライアント会社の設計者全員がコンピュータのホストを持っておらず、すべてのファイルはサーバーから読み取り、かつ、作業が完了した後、すべての成果物は直接サーバーに保存されるため、ファイルが勝手にコピーされることを防止できた。

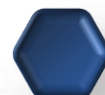
(2) 秘密保持措置は媒体形式に対応しなければならない。

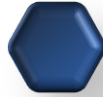
先にも触れたが、電子文書については、それを保存する媒介へのアクセスを制限することができ、紙文書についてはそれを専用の部屋やキャビネットに保管して施錠するなどの措置をとることができる。また、紙文書であれ、電子文書であれ、それが保護されていることを標識で明記する必要がある。





さらに、上記の文書のような媒体に加えて、いくつかの技術的秘密は最終製品に存在し、最終製品は営業秘密の媒体である場合がある。したがって、この製品について何の制限もしなければ、販売される時点で営業秘密が公開されてしまう可能性がある。このような営業秘密の媒体形態については、営業秘密を保護するために、例えば、製品が分解されると営業秘密にかかわる構造が破壊されるようにするという分解防止構造を設けることが考えられる。また、特定の販売対象については、協議締結等により解体、転売等を制限することができる。(2020)最高法知民終 538 号事件では、製品に明記された「危険!無断解体すれば担保が無効になる!」「SYSTESTER 思克の品質を保証するもので、破棄すれば無効になる」などのラベルは権利者の営業秘密保護の意図を表明できず、しかも、「営業秘密を含み、破棄厳禁」と明記したとしても、本件において権利者は製品の不特定第三者への転売を制限していないため、この第三者は思克公司の一方向的な声明に拘束されず、営業秘密は製品の販売によって実際に周知されるようになったと最高裁は判断した。





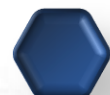
なお、「商業価値性」は、販売量、売上高、市場規模など、さまざまな要因によって証明されるか、評価機関に評価を依頼することができるため、ここでは深く触れない。

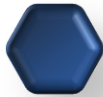
上記の問題を解決した後、続いて被告の権利侵害行為や利益について立証することになるが、この部分も営業秘密侵害訴訟における難点である。営業秘密が最終製品に反映される場合、その製品の証拠によって権利侵害を証明することができる。しかし、多くの場合、製品がないか、被告が内部でのみ営業秘密を使用した可能性があるため、原告の立証が困難になる。よって、このような場合、原告が警察に事件を届け出て、捜査の力を借りて証拠を収集することも少なくない。

また、著作権侵害の判断方法と似て、相手方の使用した情報が営業秘密の情報と同一又は同等であることを主張するほか、相手方が営業秘密に触れた可能性があることを証明する必要もある。実務上、被告が故意に関係を複雑にし、被告と原告との関係を最終的に曖昧にした事件も少なくないが、筆者が代理した事件では、社会保障関係などを調べたことで、営業秘密の漏えいルートを明らかにした例がある。また、当該事件において、被告の会社及びその責任者に対して財産保全を積極的に申請したことで、営業秘密侵害行為が及ぼす影響範囲を限定した。

以上、一般的な営業秘密保護で起こりうるリスクとその対処法について、事例のを通して簡単に説明した。現在、同業種の研究開発企業間での技術者の移動は非常に一般的であるため、退職従業員の勤務した企業で営業秘密の侵害が頻繁に発生する。したがって、自社の営業秘密を保護するために、営業秘密を保有する企業は上記の要件に厳格に従って措置を講じるとともに、従業員に対して知的財産権の保護意識を高めるための教育を常に行い、営業秘密侵害の深刻さを認識させる必要がある。更に、営業秘密紛争に遭遇した場合、訴訟に備えるために、原告の場合も被告の場合もできるだけ速やかに弁護士に相談したほうがよいと思われる。

作者 北京天達共和法律事務所
パートナー弁護士・弁理士 薛 命





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : ip@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈1座 20 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004



上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080



深セン支所

住所: 深セン市福田区福華三路
国際商会中心 2205 室

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518048



南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347 号
国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 6811 1288

Fax: (86-25) 6811 1208

郵便番号: 210019





武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山區徐東大街191號
金禾センター29階
Tel: (86-27) 8730 6528
Fax: (86-27) 8730 6527
郵便番号: 430074



杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369號宏程國際大廈29階
Tel: (86-571) 8501 7000
Fax: (86-571) 8501 7085
郵便番号: 310020



成都支所

住所: 成都市高新區天府二街99號
天府金融大廈A座15階
Tel: (86-28) 6010 8998
Fax: (86-28) 6010 9008
郵便番号: 610094



西安支所

住所: 西安市高新區丈八二路
11號永威時代中心27階
Tel: (86+29) 8572 7895
郵便番号: 710065

